

## 譲渡所得の非課税措置④

### (租税特別措置法40条)

前回に引き続き、公益法人等への財産の寄附に係る譲渡所得の非課税措置(租税特別措置法40条)について概説する。今回は、承認が取消される場合とその影響について記載する。

#### (ポイント)

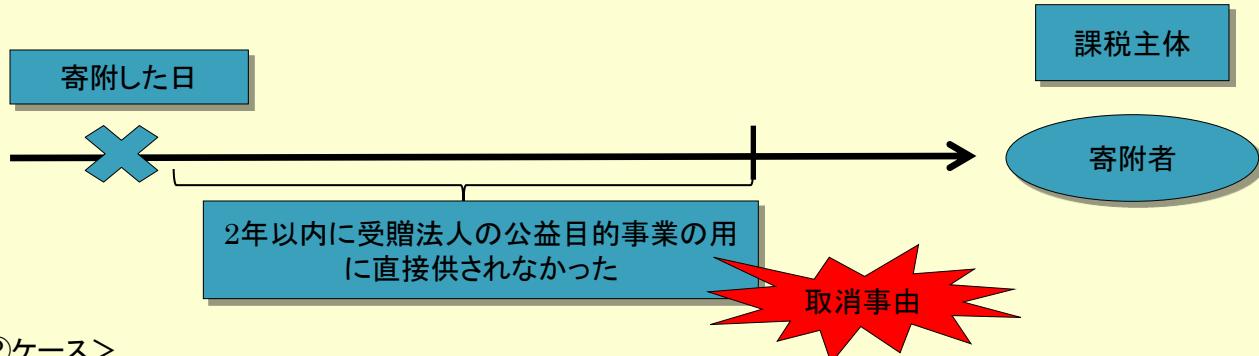
- 非課税措置について、非課税承認が取消しになるケース
- 非課税承認が取消された場合の課税関係

#### 1. 非課税承認の取消し

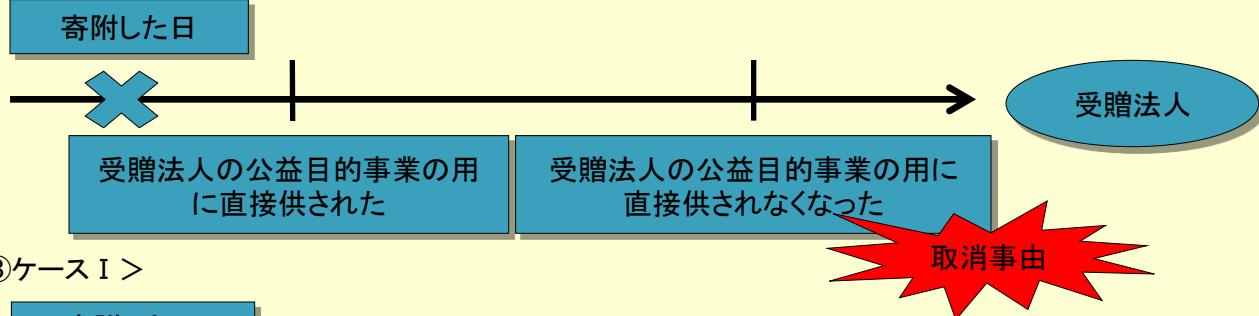
非課税承認を受けた場合であっても、下図の場合に該当したときは、国税庁長官はその非課税承認を取消すことができる(措法40Ⅱ)。

〈非課税承認取消し時の課税関係〉

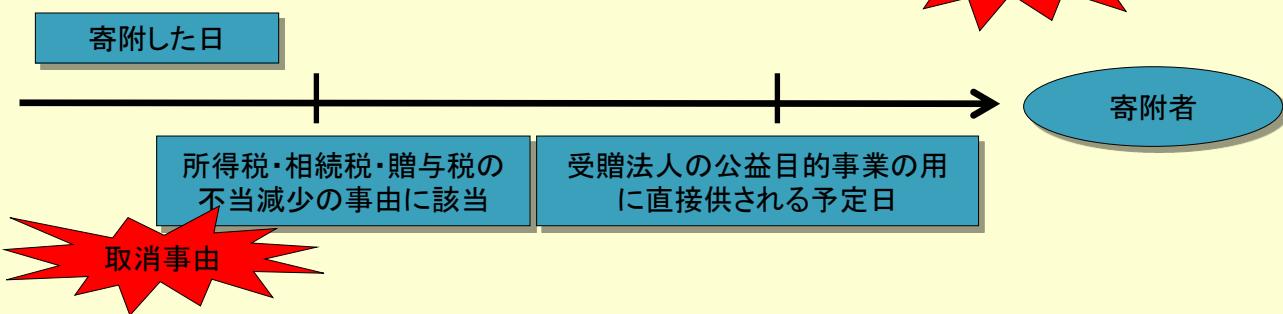
〈①ケース〉



〈②ケース〉



〈③ケース I〉



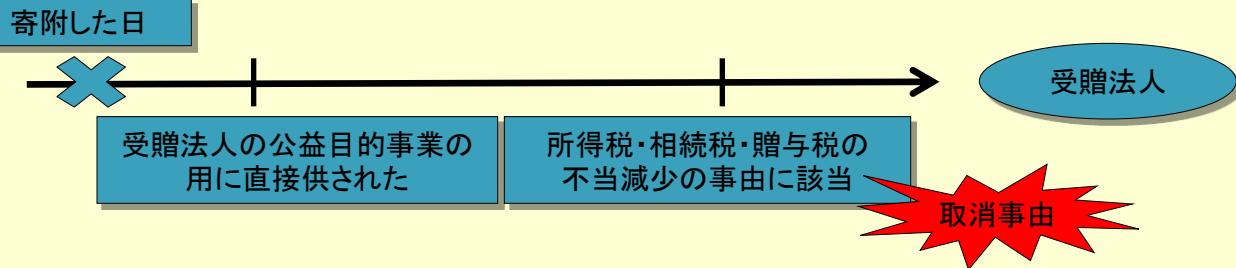
(裏面に続く)



# 譲渡所得の非課税措置④

## 1. 非課税承認の取消し(つづき)

<③ケースⅡ>



<税の負担を不当に減少させる結果となる場合>

- 所得税・相続税・贈与税の負担を不当に減少させる結果となる場合とは、例えば、受贈法人が寄附した人またはその親族などに対して、次の行為をし、または行為をすると認められる場合をいう。
- イ 受贈法人が、他の従業員に比し正当な理由もなく過大な給与等を支払っている場合
  - ロ 受贈法人が所有する施設を私事のために利用させている場合
  - ハ 受贈法人が所有する財産を無償または著しく低い価額の対価で譲渡した場合

## 2. 課税関係

非課税承認の取消しがあった場合には、寄附した人または受贈法人に対し、原則として、非課税承認の取り消された日の属する年の所得として所得税が課税される(措法40Ⅱ・Ⅲ、措令25の17X～XV)。

また、上記①から③までの場合に該当するときの所得税の課税は次のとおりである

(1)上記①に該当する場合

寄附者(個人等)に対し、所得税が課される。

(2)上記②に該当する場合

受贈法人(公益法人等)に対し、所得税が課される。

(3)上記③に該当する場合

寄附財産が受贈法人(公益法人等)の公益目的事業の用に直接供される前に該当したときは寄附した人に対し、また、直接供された後に該当したときは受贈法人に対し、所得税が課税される。

(朝日税理士法人 公益法人チーム編集)

## シリーズ:社団・財団法人の実務家のひとこと

### <平成29年度税制改正大綱>

昨年末に自由民主党と公明党から「平成29年度税制改正大綱」が公表された。公益法人の税制関係では「現物寄附へのみなし譲渡所得税等に係る特例措置適用の承認手続の簡素化」がある。これまで公益法人等に対する現物寄附については、審査標準期間が明確ではなく承認まで2年以上かかることがあったが、一定の要件を満たす場合には1ヶ月程度で承認されることになる。この改正により多額の資産を保有する資産家個人や、一時的に多額の収入を得た者等の意思により、その資産を公益活動に資するものとして寄附を行いやすくすることが期待されている。また考慮すべき課題として「収益事業への課税において、軽減税率とみなし寄附金制度がともに適用されることが過剰な支援となっていないかといった点について、実態を丁寧に検証しつつ、課税のあり方について引き続き検討を行う。」と前回と同様の記載となっており、注視が必要だ。

朝日税理士法人 担当:木村 匡成 kimura@asahitax.jp

東京都千代田区平河町2-7-4 砂防会館別館A 5階 Tel:03-3556-6000 Fax:03-3556-6001

<http://www.asahitax.jp/index.html>

本資料は、社団・財団法人向け的一般的な情報提供を目的としたものです。記載された意見や予測等は作成時点のものであり、正確性、完全性を保証するものではなく、今後予告なく変更されることがあります。事前の了承なく複製または転送等を行わないようお願いします。